

議 事 日 程 第 6 号

平成25年6月26日（水）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第53号 米沢市市税条例の一部改正について
- 日程第 2 議第67号 米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について
- 日程第 3 請願第3号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 4 議第54号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議第55号 米沢市介護保険条例及び米沢市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議第56号 米沢市子ども・子育て会議条例の設定について
- 日程第 7 議第57号 米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 8 議第58号 米沢市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第59号 米沢市水道給水条例の一部改正について
- 日程第10 議第60号 米沢市家屋等の安全管理に関する条例の設定について
- 日程第11 議第61号 市道路線の廃止について
- 日程第12 議第62号 市道路線の認定について
- 日程第13 議第65号 災害対策基本法に基づく雪下ろし作業中の物損事故に基づき生じた損害賠償の和解について
- 日程第14 議第68号 市有財産（ロータリー除雪車）の取得について

（予算特別委員長報告）

- 日程第15 議第63号 平成25年度米沢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第64号 平成25年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第66号 平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）

日程第18 発議第8号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

日程第19 発議第9号 国による地方公務員の給与減額措置を講ずる要請及び地方交付税における給与関係経費の削減に関する意見書の提出について

日程第20 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	木村芳浩	議員	2番	相田克平	議員
3番	高橋嘉門	議員	4番	佐藤弘司	議員
5番	山田富佐子	議員	6番	山村明	議員
7番	鈴木章郎	議員	8番	高橋壽	議員
9番	白根澤澄子	議員	10番	佐藤忠次	議員
11番	遠藤正人	議員	12番	堤郁雄	議員
13番	工藤正雄	議員	14番	齋藤千恵子	議員
15番	島軒純一	議員	16番	海老名悟	議員
17番	渋間佳寿美	議員	18番	相田光照	議員
19番	中村圭介	議員	20番	小島卓二	議員
21番	佐藤兵	議員	22番	高橋義和	議員
23番	小久保広信	議員	24番	我妻徳雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	冨 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会計管理者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市立病院局長	加 藤 智 幸	教育委員会 委 員 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農業委員会 事 務 局 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	小 林 栄
選挙管理委員会 事 務 局 長	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 事 務 局 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前10時00分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第6号により進めます。

.....

日程第1 議第53号米沢市市税条例の
一部改正について外2件

- 島軒純一議長 日程第1、議第53号米沢市市税条例の一部改正についてから日程第3、請願第3号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書提出方請願の議案2件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。
この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名悟議員。

〔総務文教常任委員長16番海老名 悟議員登壇〕

- 16番（海老名 悟議員） 御報告申し上げます。

去る10日と21日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、17日と21日に委員会室において全委員出席のもと、教育長、関係部課長並びに請願の審査においては請願者、紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第53号米沢市市税条例の一部改正についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金の割合の見直し等所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、延滞金の割合が低く設

定されている期間について、本市では納期限の翌日から1カ月以内としているが、納期限の翌日から2カ月以内との報道もあることから、本市の取り扱いに間違いはないかとの質疑があり、当局から、国税と地方税の違いであり、国税の延滞税については納期限後2カ月以内、地方税の延滞金については納期限後1カ月以内とされており、間違いはないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定についてであります。本案は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給与を減額して支給しようとするものであります。

本案に対し、委員から、職員団体との合意が得られないままの議会上程であり、議会にげたを預けた形になっているが、定例会最終日の採決までに合意を得る努力をすべきではないかとただされ、当局から、議会にげたを預けるものではなく、当局の責任で上程したものであり、今後も職員団体の理解が得られるよう丁寧な説明を続けてまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、職員団体との交渉について、妥協点を見出すつもりはないのかとただされ、当局から、今回はぎりぎりの判断をした上で交渉に臨んでいるが、職員団体からの要望等に対して調整の余地があり、上程後の交渉に当たっても、その部分は全く譲らないということではないとの答弁がありました。

さらに、委員から、6月10日の招集日ではなく、6月21日に追加提案となった理由について質疑があり、当局から、これまで給与の決定は国公準拠で進めてきたことや、地域給等の適用により、県の判断が大きなウエートを占めていることから、今回についても、6月10日に県知事が減額実施を表明したことを受け、国の要請を踏

まえて、その時期に本市独自の減額実施を判断したものであり、追加提案となったことについてはおわび申し上げるとの答弁がありました。

また、委員から、職員給与を削減しなければならない大義名分は何かとの質疑があり、当局から、職員給与の減額分として地方交付税が約2億円減らされるが、職員給与を減額しなければ、別枠でこの分の職員給与の財源を確保しなければならないため、その分の市民サービスに充てる財源が減ることになるからであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、給与減額は職員のやる気をそぎ、市民サービスの低下につながるのではないかとただされ、当局から、金銭的評価以上に、市民に尽くすことでやりがいを生み出すような意識を研修や仕事を通して高め、職員の協力を得ながら、市民サービスの低下に至らないように取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、特別職の一律10%減額の考え方について質疑があり、当局から、特別職の減額については、各自治体によりさまざまな考え方があるようだが、本市の場合は、地方交付税の削減により、半ば強制的に地方の給与を減額させるやり方を阻止できなかった責任を感じ、一般職とのバランスを含め、市長を初め特別職が一体となって減額するものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、県は7月1日からの実施を見送り、近隣自治体では実施しないところもあるようだが、本市はなぜ7月1日から実施しなければならないのかとただされ、当局から、今回の給与削減については、実施時期が後ろにずれるほど、職員にとってはメリットがあるが、市民負担はふえていくことから、7月1日からの実施は避けて通れないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、労使合意が得られないままの

議会上程については、最高決定機関として、議決に当たり、責任が非常に重く感じるものであり、このようなことが二度とないようにしていただくとともに、最後まで労使合意に向けての努力をしていただきたいとの要望がありました。

そのほか、職員団体との交渉等の経過について、期末・勤勉手当の減額の実施について、団体交渉への職員の参加について、県内自治体の動向について、国からの今後の要請についてなど、種々質疑がありました。

採決に当たっては、今回の職員給与の減額は、人事院勧告制度によるものではなく、本市独自に行うものであることから、職員団体との合意を得ることが最低限必要であるが、協議も十分行われないうまま議会に提案し、議員に採決を委ねることは非常に不本意であるとして反対とする意見、また、地方交付税は地方独自の財源であり、用途は地方が決めるべきという地方自治の原則を守る観点から反対、さらには、職員削減等の行財政改革等について市民理解を得る努力をした上で減額しない選択もできたのではないかと反対とする意見がありました。

一方、今回の職員給与の減額は、東日本大震災の被災地の復興と市民サービスの向上につながるものであることから賛成とする意見があり、意見が分かれたことから、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書提出方請願についてであります。本請願は、戦後、反人道的、反民主的な法として廃止された治安維持法の犠牲になった方々に謝罪と賠償を行うため、新たに治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定することを求める意見書を、政府並びに関係機関に対して提出していただきたいとするものであります。

議会基本条例に基づき、今定例会から、請願者

の意見を聞く機会を設けるものとされたことから、請願者から出席を求め、審査に先立ち、請願者から請願の趣旨について意見をお聞きし、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、治安維持法により犠牲になられた生存者数について質疑があり、請願者から、知っている限りでは生存者はおられないので、生存者に対する謝罪や賠償については、あってもかなり少ないと思っているとの答弁がありました。

また、委員から、同盟として犠牲者の実態調査をし、生存者数を明らかにする考えはないかとの質疑があり、請願者から、同盟でできることには限りがあり、調査が難しい状況であることから、国でやっていただくよう求めているものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、犠牲者の実態調査を行うに当たり、その当時の記録は存在しているかとの質疑があり、請願者から、本市の事例は警察の記録に残っていたと聞いているので、意図的に探せば出てくるものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、県内の同請願の採択時期にばらつきがある背景について質疑があり、請願者から、早くに採択された自治体では、自覚した人々が早くから運動を広げていたが、本市への提出が今の時期になったことについては、自分たちの力不足であり反省しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、犠牲者の家族等は、どのような扱いを受けたと理解しているかとの質疑があり、請願者から、非国民の家族といった扱いを受けたと聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、国が犠牲者に対して名誉回復をしていないことについてはどのように考えているかとの質疑があり、請願者から、人権意識が政治に貫かれていなかったことと、人権運動が弱かったからと考えているとの答弁がありま

した。紹介議員からは、戦後の政府は、戦前の戦争状態の中で起こったことであり、当時としてはやむを得なかったという考えや、事実を認めようとしないう意識があったのではないかと思うとの答弁がありました。

そのほか、治安維持法が廃止されてから解決されずに時間が経過した背景について、国家賠償法制定による近隣諸国への影響について、日本が占領していた諸外国への治安維持法の適用について、県内自治体への請願の提出状況と議決結果についてなど、種々質疑がありました。

今定例会から実施するとされた委員間討議については、委員から、犠牲者や家族の生存者数を把握した上で請願を審査すべきと考えるが、各委員の意見をお聞きしたいとの希望があり、全委員から意見を述べていただきました。

討議の内容としては、犠牲者の人数よりもあったという事実が重要であり、国は謝罪すべきという意見、個人レベルでの調査は難しいことから国で調査を行うべきという意見、生存者がわずかでも早急に法律を制定して、謝罪や賠償を行うべきという意見、犠牲者や関係者が亡くなっている中で、国費をかけて調査をしても把握が難しいのではないかという意見など、種々の意見がありました。

採決に当たっては、本人が亡くなられていても家族や親類、縁者に対して謝罪や賠償を行わなければならないし、また、我が国が将来にわたって平和な国であり、人権先進国となるためには願意妥当であるとして、請願採択に賛成とする意見、生存者が少ない中で意見書を出すに当たっては、本市における謝罪や賠償を求めている方の具体的な人数を把握する必要があるので継続審査とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたしま

す。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。2番相田克平議員。

○2番（相田克平議員） 委員長にお尋ねします。

議第67号についてお尋ねしますが、今回の臨時特例に関する措置は、一方的な国の判断の押しつけというふうな感じを私は捉えているんですが、その中で、米沢市は今回の審査の中で、市独自として判断したんだということをおっしゃられていたと思います。

私は、やはり本来理想的なのは、市民が納得するような給与体系を築いていくべきであって、やはり人勸に頼るものでない、本市独自の給与体系というものの構築を目指すべきなのではないのかなという基本的な考えに立っていますのでお尋ねしたいのですが、今後、米沢市は今回独自の判断で、交付税が削減されたことにより、財政的な事情により今回の特例措置を実施したいということを申し上げているようです。

それで、米沢市として、今後の職員給与のあり方について、決め方について、どのような考えを持っているかということは委員会の中で審査はなされたのでしょうか、確認されたのでしょうか。もしされていなければ、委員長を介して、ぜひその点について御確認をお願いしたいと思います。いかがですか。

○島軒純一議長 海老名総務文教常任委員長。

○16番（海老名 悟議員） このたびの委員会の中で、財政的事情という部分については、担当部課長のほうからの説明がありました。

ただし、いわゆる人事院勧告、人事委員会勧告、こういったものに基づかない、市独自の給与体系の決め方というような部分についてまでの審査といいますか、やりとりはなされておりました。

今の相田議員からの御質問からいきますと、その点について、もし委員会内での話がなければ

当局からということでしたので、私を介して当局のほうから、その点についての考えをお聞きするというような形をとらせていただきたいと思います。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 公務員の給与の決定であります。これは民間とは異なっております。民間の場合には、基本的に労使交渉で決定されるものと理解しております。一方で、公務員は法律・条例等に基づき、そのもとで給与が決定されると。「そのもとで」の一つの中には、例えば均衡の原則、あるいは民間準拠の方式と、さまざまな条件がございます。

ただし、その条件一つ一つを精査、調査して、独自の給与を決定できるかという質問の趣旨かと思いますが、そういう体制にはなっておりません。まず、人事委員会は、本市は設定しておりませんし、そういった能力もございません。ですので、やはりここは人事委員会、人事院勧告、あるいは人事委員会勧告に準拠、あるいは参考にしながら、今後とも給与については決定していく必要があると思います。それが、実は法律・条例に基づく給与の決定の原則に戻るものというふうに思っております。

ただ、一方で、こういった独自部分、こういったものについても、やはりそれぞれ、組合とも十分協議しながら必要に応じてやっていく必要もあろうかと思っております。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番（相田克平議員） もう一点、確認させていただきたいんですが、私もおくれて委員会を傍聴させていただいて、委員会の採決の部分を見させていただきました。それで、採決に際しての意見の中で、やはり本会議、要するに議会最終日までにはまだ時間があるではないかと、交渉妥結の努力をしてくれという、賛成された方々の中でそのような意見がありました。

それで、確認をお願いしたいのですが、その後

の交渉の状況、それと妥結に至ったのかどうか、その点について教えていただきたいと思います。

○島軒純一議長 海老名総務文教常任委員長。

○16番(海老名 悟議員) ただいまの内容については、当局のほうでなければお答えできないものと思われまますので、担当部長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 1回目の質問、人事委員会報告、人事院勧告に基づくもの、それから今回のような全く独自のものにかかわらず、組合とは常に合意を目指して交渉、協議をしてきたところでございます。残念ながら、これまでの御報告の中では、合意までには至っていないというふうな形で、そこまでしか御報告できませんでした。

引き続き、協議を進めていきまして、これまで申し入れを除きまして6回、交渉をしておりましたが、本日朝であります、再度の協議をさせていただきます。結果を申し上げますと、確かに合意までには至りませんでした、先ほど委員長から御報告がありました1級部分の調整について、組合からは理解を得たところでございます。

組合も、やっぱり今回のことについては、給与という根幹部分でございますので、なかなか合意というふうにはいかない、いかなかったと思いますが、一定部分そこに理解を示してもらったことにつきましては、組合に対して大変申しわけない、ありがたく思っているところでございます。

○島軒純一議長 相田克平議員。

○2番(相田克平議員) 委員長報告の中では、一方で、やはり時期尚早なのではないかというお考えの方もいる中で、財政的事情もありますので急ぎたいというお話、当局側の話だったというふうに伺いました。

ただ、私が思うのは、今、総務部長から報告が

あったように、やはり交渉を続けている状況があると。それで、私は、米沢市があくまでも自分で、今回の国の措置に対して自助努力で財源を確保していこうというのであれば、本来やはりきちんとした理解を得た上での上程が議会としては望ましいと思うのです。

そのようなことを踏まえますと、県がこれから行うという表明をしていますが、率等々について全く示されていない状況の中でやっていくことですね。その段階で、労使間で交渉を続ける中で、本当に職員のモチベーション低下につながるのか、非常に危惧しております。つながらないような努力をしていくというような当局のお話だったと思いますが、その点についての努力というものは、どのようなものなのでしょう。

私は、もっと交渉を重ねて、調整の余地があるということをおっしゃっていますので、調整を重ねた上で、仮に最終的に妥結が困難だとしても、やはり一定の協議をした上で上程すべきではないのかなという考えのもとにあります。そのような意味からも、ぜひですね、今後職員のモチベーションが落ちない努力をどのようにされていくのかと、残された調整の余地というのは、具体的にはどのような点にあるのかをお尋ねしたいと思います、委員長を介した形で結構ですので、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○島軒純一議長 海老名総務文教常任委員長。

○16番(海老名 悟議員) 先ほどの私の報告の中でも一部述べさせていただきましたが、委員会の中での当局からの答弁という形であったものに、まず、7月1日から実施をしたいという部分については、そこで実施をしなければ、そのずれた分だけ市民負担を強いていくことになってしまうという部分においては、市側としてはそれはどうしても避けたいということで、それで7月1日からの実施は避けて通れないんだ

という考えを提示されていました。

ただ、その後の「モチベーション」という言葉がありましたけれども、その部分については言ってみれば、給与だけではない、使命感という部分において、そこに、言ってみれば職員の使命感にかけたいというような部分の答弁もありましたけれども、その具体的な今後の対応の仕方という部分についてまでのやりとりは委員会ではございませんでしたので、その点について、なお当局からのお答えをいただきたいと思いません。

○島軒純一議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、今後の調整部分についてであります。先ほど申し上げました1級に属する新採部分、この調整につきましては組合から理解を、きょうのところで頂戴したと。

あと、もう一つの調整、恐らく相田議員がおっしゃるのは、7月1日の施行を後ろにずらして、さらなる調整を図って見たらどうだという部分かと思えます。これについては、委員会等でも申し上げておりますが、組合との関係で言えば、施行期日が後ろにずれ込むことで、確かに合意しやすくはなるかと思えます。

ただ、合意のために施行日を後ろへずらすのは、逆に住民負担がふえることとなるものでございます。結果として、組合との妥協というふうな形が、そこに生まれてくるのではないかと。我々の給与は、先ほども自主給与の策定についての御質問がございましたが、地域の中では高いと思われております。そんな中であって、さらなる調整というのは、やはりなかなか理解を得られないのではないかという判断のもとに、7月1日はやむを得ないという判断をしたところでございます。

あと、もう一つは、モチベーションの問題でございます。これは、この問題が発生してからに限らず、これまで内部での検討課題ではございます。金額が下がって、急にモチベーションが

下がるようなことは、当然想定していないわけですが、ある意味、影響はすると考えてございます。その中で、やはり研修、それから実際の仕事の中で、やる気あるいは満足度を高める、そんな、上司の責任も含めて、さまざま検証の中で検討をする必要があると思っております。

使命感に当然期待はするわけですが、我々管理職も率先して、できること、職員と一体となって、さらに高まるような方策、こういったものについて、今後とも検討をさせていただきたいと思っております。

○島軒純一議長 ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますが、23番小久保広信議員、1番木村芳浩議員、8番高橋壽議員から通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、23番小久保広信議員。

〔23番小久保広信議員登壇〕

○23番(小久保広信議員) 今6月定例会に追加提案されました議第67号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について、反対の立場で討論いたします。

今回の国の措置について、全国市長会を初め地方六団体も反対をしています。

安部市長も、みずからが東北市長会の代表として、国に対して要請行動を行っております。

全国の知事・市町村長や都道府県議会・市町村議会議長で組織するこの地方六団体は、2013年1月27日に、「平成25年度地方財政対策・地方公務員給与についての共同声明」で、「地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであ

り、断じて行うべきではない」と、今回の政府の手法に反対の姿勢を表明しています。

また、全国市長会は、2013年6月5日に、「国による地方公務員給与削減要請に対する決議」で、「本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引き下げを要請したことは、自治の本旨に悖るものであり、誠に遺憾である。加えて、国が、地方固有の財源である、地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、到底容認できるものではない」と決議しています。

各自治体でも、例えば山形市議会では、3月議会において、「国による地方公務員の給与減額措置を講ずる要請に反対する意見書」が全会一致で採択されていますし、新潟県や三重県津市などでは、検討を続ける、労使協議を行っていくとされています。また、青森市議会総務企画常任委員会では、6月議会に上程された職員給与削減に関する条例案を賛成少数で否決しています。南陽市においても、6月21日の本会議において、全会一致で否決をしております。

皆さんも御存じだと思いますが、ここで改めて地方自治について述べます。

日本国憲法第92条で、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」として、地方自治を保障しています。

地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」との両方を含む意味です。住民自治とは、その地域における統治は中央政府機関によることなく、その地域の住民自治によって行われることです。団体自治とは、国という一つのまとまりのある領土内において、一定の地域を基礎とする団体が、その地域内の公共事務をみずか

らの意志に基づいて処理することです。

このことを踏まえれば、今回の国からの交付税削減を行って、地方公務員の賃金を引き下げる行いは、地方自治の本旨に大きく反するものであります。このことがまかり通るならば、地方自治体の存在意義、地方議会の存在意義を危うくするものであります。

当局は今回、臨時・特例のものとしていますが、国の今回の措置に反対していると言いながら削減するのであれば、国の言うとおりに行っていることと変わりありません。今回の国の措置に反対するのであれば、また、地方自治を守るのであれば、削減をすべきではありません。

さらに、今回の削減は、地域経済に大きなマイナス影響を与えることです。地方公務員の給与が引き下げられれば、民間企業・団体に働く皆さんを含めて、地域経済に多大な悪影響を及ぼします。

山形県地方自治研究センターでは、国と同様の削減が実施されることを想定した場合に県内地域経済に及ぼすマイナス影響について、171億7,000万円と試算しています。

また、4月に県内全ての商工会議所・商工会を訪問して、地域経済に悪影響を与えることを訴え、多くの商工会議所・商工会からの賛同を得て、地元首長に反対署名を提出したところもあります。地方公務員給与を引き下げれば、地域経済が一層冷え込みかねません。

そして、今回の提案は、当局の言うように臨時・特例のものであるとするならば、賃金という最大の労働条件の切り下げは、職員組合との合意を得て進めるべきです。

国家公務員の給与削減に当たっては、職員組合と国家公務員改革関連4法案を成立させることや地方公務員に削減を波及させないことを条件に、十分な協議のもとに合意をして実現しています。

しかし、今回の給与削減は、6月12日に具体的

な内容の提案を行い、7月1日からの削減実施に向けて十分な協議や合意もないまま、極めて短期間のうちに、一方的に今議会に条例案が上程されました。賃金労働条件の変更においては、労使合意が前提であるにもかかわらず、このように労使間協議を行う期間を十分に確保せずに実施することは不誠実です。最低限、合意の上で議会に諮るべきです。

以上、反対理由を申し上げ、議員各位の良識ある御判断をお願いし、反対討論といたします。

○島軒純一議長 次に、1番木村芳浩議員。

〔1番木村芳浩議員登壇〕

○1番（木村芳浩議員） 議第67号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定について、苦渋の選択の中、反対の立場で申し上げます。

このたびの国による地方自治への圧力、あるいは行き過ぎた介入とも言えるやり方に、怒りを覚えてなりません。これは、このたびの公務員給与だけの問題だけではなく、これから起こりゆくさまざまな政治経済・地方分権に対しても大きな影響と前例を残しかねない国のやり方があります。

これまでの地方自治体は、緊急経済対策や地方公務員人事・給与削減を行って、この間進められてきた地方分権改革が逆戻りしようとしております。国を支えているのは、間違いなく地方なのでありますから、その思いに立って地方自治体は、まず国に対して怒りをぶつけていかなければなりません。地方は弱者ではないことを力強く掲げ、国の間違ったやり方にはノーをしっかりと示さなければ、ここに住む住民をも、最終的には負の遺産とともに巻き込むことになるのであります。

このたびの米沢市当局の対応はどうだったのでしょうか。国からの補助金・起債・交付税という名のエンジンをぶら下げられ、ほいほいと中身も理解しないまま、国から言われるままに財

政誘導に乗ってしまい、やるべきことを省みず、現場で汗を流している職員の言葉に耳を傾けることなく、議会へ上程を行ったのではないのでしょうか。労使交渉も円満に進んだ形であれば、もろ手を挙げて大賛成いたしました。それならば議会も一緒に、市民サービスに影響があってはならないと早急に判断して、本日、議決賛成できたのであります。残念でなりません。

議会に負託を受け、委員会においても早急に組合との合意に向けて汗を流してほしいと、担当委員会で強く要望されたはずであります。増額補正に気をとられ、議会は大丈夫とたかをくくっていたのではないのでしょうか。だとすれば、全ては指揮官の認識の甘さであり、この6月定例会当初から指摘を受けてきたこと、気の緩みにもつながっているのではないのでしょうか。市民を無視した政策の進め方、被災地・被災者を愚弄する発言、そうしたことが部下である職員の信頼や、やる気をもつかめていない状況であるならば、話にもなりません。

我々政治家は、政治的判断を行う場合は、偏ったポジションに立たず、いつもセンターポジションで、冷静な判断をしなくてはなりません。山形県においても、吉村知事が冷静な判断のもと、根気よく組合交渉が進められております。我々議員も一市民であり、職員もまた一市民であります。誤解されては困りますが、やらないのではなく、行っていくために道筋を間違ってはならないのであります。

そのような観点から、このたび提出された議案には、議論を尽くされた形跡が感じられないことから、反対をいたします。早急に組合との交渉を合意に導いていただき、議会へ再提出していただきたい思いを要望し、苦渋の判断であります。本日の議決に反対の立場から、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○島軒純一議長 次に、8番高橋壽議員。

〔8番高橋 壽議員登壇〕

○8番（高橋 壽議員） 日本共産党市議団を代表し、議第67号米沢市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の設定についての議案に反対し、討論します。

反対の第1の理由は、今回の特別職と職員給与削減案は、国が地方公務員の給与の削減を一方的に、地方交付税の減額を押しつけるという前代未聞のやり方を是認して実施しようとするもので、地方自治の根幹にかかわる大問題を許してはならないからです。全国市議会議長会を含む地方六団体がそろって抗議したことが、地方自治にとってのこの問題の大きさをあらわしていると思います。

一昨年6月、政府は、当時は民主党政権でしたが、国家公務員の給与削減の措置は、あくまで東日本大震災からの復旧と復興の財源とするための臨時措置として行うものであって、地方交付税の減額などによってこの引き下げを地方に強制することは考えていないと閣議決定しています。これが、地方自治体との約束です。民主党は、今回の地方交付税の一部改正案に対しても、この点を踏まえて、政府の一方的なやり方が地方自治の原則を根本から揺るがすものであり、絶対容認できないと反対しています。

自民党は、今年の総選挙に「公務員賃金削減」を選挙公約に掲げ、政権交代をしました。政権交代をしたからといって、閣議決定された地方自治体との約束を一方的にほごにできていないのでしょうか。

地方公務員給与削減について、給与費8,504億円の減額分を、緊急防災・減災事業費4,550億円、全国防災事業費の地方負担分973億円、地域の元気づくり事業費3,000億円の合計8,523億円に充てることにしたと批判をかわそうとしています。しかし、緊急防災・減災事業と全国防災事業は起債充当率100%の事業です。つまり、2013年度の国家予算で言えば、財源的には全く関係あり

ません。関係のないものを、給与削減分に見合う事業などとすりかえています。結局は、今年の総選挙で掲げた公務員給与削減の公約を実現するためにほかなりません。選挙公約だからといって、選挙公約の実現のためなら何をやってもいいというのでは、これは権力の横暴というものです。

全国市議会議長会が総務大臣に対して出した共同抗議声明は、このように述べています。「そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意志に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与を削減することは、地方自治の根幹に関わる問題である」、今回の問題は、この声明の文言に尽きます。

地方自治の根幹を否定する今回のやり方は、地方自治のあり方に最も敏感で、地方自治の一番の守り手とならなくてはならない我々地方議員として、見逃すことは絶対にできません。共産党市議団は、この条例案を是認することはできないのであります。

反対の第2の理由は、市長は、こうした地方自治を踏みつけにする国のやり方に遺憾である、しかし、地方交付税が減額されることは、市民サービスの低下につながり、やむを得ず給与削減せざるを得ないと議案の趣旨説明をしています。2013年度の米沢市への地方交付税が削減された分、市民サービスに回す財源が減って、市民サービスの低下につながるというものです。

市長は、首長として、住民サービスを低下させないのは当たり前のことで、同時に、市職員にかけられた国の不当なやり方に対して、市職員のトップとして、市職員とともに国に対峙して戦う責務があります。地方交付税の削減の分を職員給与削減で切り抜けるのではなく、削減された分を職員給与削減ではなく、別に財源を確保する手はないかと知恵を集めて、市職員を含めた市民生活を守るのが首長の仕事ではないの

ですか。

6月13日の総務省発表では、164自治体が給与削減の要請を拒否、736自治体が態度を決めかねて保留しています。県内でも、山形市は市長が、削減しないと既に3月に表明し、南陽市議会では、市長提案議案を議会が全会一致で否決しています。

米沢市が試算した置賜広域行政事務組合負担分を除いた地方交付税の減額分約1億2,000万円は、職員給与を削減しなければ財源手当てができないものではありません。

まず第1に、国は、2013年度予算は、2012年度第2次補正予算との15カ月予算で組んでいます。その結果、米沢市では約7億円の交付が予定される元気臨時交付金、起債充当率と交付税措置率の高い補正債の活用などで、2013年度の市財政は一般財源に相当な余裕が出てきます。

第2に、米沢市の今年度からスタートする新しい行財政改革では、当局自身が今年度の財政効果額を約4億円、今後4年間で合計16億円と見込んでいます。人件費削減の財政効果見込みでも、今後4年間で5億7,000万円としています。

つまり、こうした財政運営のやりくりの中で、地方交付税減額分の1億2,000万円の財源は十分に確保できるのではないですか。

今議会で補正計上された、第四中学校建設費と新文化複合施設建設費の増額補正の一般財源の増額分は、財政運営の中で、留保財源から約6億円の新たな財源手当てをしなければなりません。これと財政構造、財政の手当ての手法としては、全く同じではありませんか。

最後に、今回の地方公務員の給与削減が、東日本大震災でみずからも被災しながら地域復興のために先頭に立って働いている被災地の自治体職員にも押しつけられる。これは余りにも理不尽なもので、この点でもこうしたやり方は認めるわけにはいきません。

以上、2つの理由を述べて、議第67号に対する

反対討論とします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第67号及び請願第3号の議案1件、請願1件を除く議第53号の議案1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第53号の議案1件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第67号及び請願第3号について採決いたします。

初めに、議第67号について、起立により採決いたします。

議第67号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第67号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、議第67号は否決されました。

次に、請願第3号について、起立により採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

この場合、継続審査、採択、不採択の順に採決いたします。

まず初めに、請願第3号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号を継続審査とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。

次に、請願第3号を採択とすることに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、請願第3号は採択と決まりました。

日程第4 議第54号米沢市国民健康保険
税条例の一部改正について
外3件

○島軒純一議長 次に、日程第4、議第54号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第7、議第57号米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る10日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、18日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第54号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、国民健康保険税の所得割額を算定する際、東日本大震災で被災した土地等を相続した者について、当該土地等を譲渡した場合の課税の特例等の適用を受けることができるようにするほか、規定の整備を図るものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号米沢市介護保険条例及び米沢市

後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。本案は、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る延滞金額及びその徴収方法について規定の整備を図るものであります。

これに対して、委員から、延滞金の徴収については、市税条例に定めるところによるとあるが、この根拠とはとの質疑があり、当局からは、地方自治法の規定により、督促手数料を初めとした徴収及び滞納処分については、地方税の例によるとされており、これまでも市税条例と同じ割合で規定していたことから、改正の提案をさせていただいたとの答弁がありました。

この答弁に対して、委員からは、介護保険や後期高齢者医療保険料の延滞金の率については、その実情に合わせて設定できるよう、市税条例に定めるところによるとせず、別途独自の率を規定してもよいのではないかとただされました。これに対し、当局から、わかりやすさや事務の効率性など、さまざまな状況を考慮すると、独自の率を設定するのは難しく、市税の例によるのが適当と思われるとの答弁がありました。

この議案に関しましては、さきの質問に対し、委員間討議の申し出があり、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、地方自治法、地方税法及び市税条例等の規定にのっとり当該延滞金の率を定めるべきと考えるがどうかとの質問がありました。これに対し、自治体独自に率を設定すべきとした委員からは、介護保険料は各市町村のサービス利用状況などに応じて決定され、また、保険料の減免規定も市町村ごとに定めていることから、延滞金についても市独自で定めてもよいのではないかと思言をしたとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号米沢市子ども・子育て会議条例の設定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置する本市

の子ども・子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

これに対し、委員から、子ども・子育て会議を設置後、どのようなことを決定していくのかとの質疑があり、当局からは、基本的に、特定教育・保育施設の利用定員の設定のための意見、特定地域型保育事業の利用定員の設定のための意見、市が作成する子ども・子育て支援事業計画に関する意見、計画策定後の実施状況を調査審議することを処理することが法律で定められているが、これ以外にも本市の子育てに関する問題等についても、委員の合意があれば検討していただく場合もあるとの答弁がありました。

また、委員から、委員の構成と人数が適正かどうかとの質疑があり、当局からは、委員の委嘱については、関係団体の代表者や子供の保護者、公募委員などを考えているが、子育て支援事業計画を検討するに、どのような方々に集まっていたらいいか柔軟に考えていきたいとの答弁があり、あわせて人数については、既に始めた他市町を参考に設定したが、まずは15人以内で始め、広げていくべきだとの議論が起これば、この時点でお願いすることもあるとの答弁がありました。

このほか、本市独自で、この子ども・子育て会議を関係者等の意見を広く聞く場にするなど、有効的にうまく活用していただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置する、本市の新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

これに対し、委員から、非常事態が宣言された場合、予防接種や蔓延防止策を講ずると思うが、

財政的な面の支出はどうなるのかとの質疑があり、当局から、国では行動計画が策定されただけで、どのような負担が発生するか詳細はまだ示されていないとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第54号から議第57号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第54号から議第57号までの議案4件は委員長報告のとおり決まりました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

.....

日程第 8 議第 5 8 号米沢市水道事業等  
の設置等に関する条例の一部  
改正について外 6 件

○島軒純一議長 日程第 8、議第 58 号米沢市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第 14、議第 68 号市有財産（ロータリー除雪車）の取得についてまでの議案 7 件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員登壇〕

○1 番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る 10 日、14 日及び 21 日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案 7 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19 日及び 24 日に委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち、現地調査を行ったことを申し添えます。

初めに、議第 58 号米沢市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、米沢市田沢簡易水道を米沢市上水道に統合しようとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 59 号米沢市水道給水条例の一部改正についてであります。本案は、水道の使用を中止した場合における準備料金の徴収を廃止し、及び米沢市田沢簡易水道を米沢市上水道に統合しようとするに伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、水道の使用を中止した場合における準備料金の徴収を廃止することによって減収する収入について質疑があり、当局から、おおむね年間 2,000 万円弱の収入が減少するが、この減少分については、現在の決算状況で約 3 億円を超える純利益を計上していることから、その中で吸収できるものと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、中止中の準備料金の徴収は、議会でも以前から指摘されてきたことであるが、今回の決断までに相当な時間を要した理由についてただされ、当局から、中止中であっても、その施設をすぐに使えるような状態に維持管理する必要があり、その経費として負担していただいていたが、県内各地の状況を見れば、本市だけが徴収しているという状況を是正すべきと考え、経費的な面ではなく、市民サービスの向上に視点を置き、徴収を廃止する結論に至ったとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 60 号米沢市家屋等の安全管理に関する条例の設定についてであります。本案は、家屋等が危険な状態となることで第三者に被害が及ぶことがないように、家屋等の安全管理に関する事項について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、以前から空き家対策や条例制定について議会でも議論してきたが、この条例によって、家屋等の所有者等に当該家屋等が危険な状態にないものとするために必要な措置を講ずるよう勧告することや標識の掲示をすることは、ある程度の抑止力になると思うが、空き家問題の根本的な解決になるのかとの質疑があり、当局から、まず条例を制定することによって、家屋等の所有者等に管理責任をしっかりとやっていただくことを目的としており、解決には時間がかかると思われるが、根本的な解決

に向けて努力してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、この条例によって、家屋等に応急措置を講じた場合に、本市に責任が発生するのかとの質疑があり、当局から、実際に危険な状態の家屋等に手をつけた場合、民法の規定によって本市が事務管理者となり、所有者等がいる場合は、危険な状態を回避する作業をしているときにだけ事務管理の責任が発生し、所有者等が不存在の場合には、事務管理の責任は継続するものと解釈しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、施行期日を10月1日としているが、条例第7条で規定する「米沢市家屋等安全管理審議会」の設置はいつになるのかとの質疑があり、当局から、条例の施行後、速やかに設置したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、罰則については考えていないということであるが、勧告を受け、標識の掲示をしたにもかかわらず放置をしている所有者等がいる場合、さらなる対策を講じていかなければ実効性が上がらないのではないかとただされ、当局から、標識の掲示内容を見た近所の方や通行人の方が、危険な状態だと把握して市に対し御連絡をいただくという形で、少しでも実効性を持たせるように考えてまいりたいとの答弁がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号市道路線の廃止について及び議第62号市道路線の認定についてであります。両案は関連がありますので、一括して審査をいたしました。

両案は、一般国道13号米沢拡幅整備事業に伴い、2路線の廃止、再認定をし、1路線を新規認定し、一般国道287号米沢北バイパスの新設に伴い、1路線の廃止、再認定をし、加えて、主要地方

道米沢高島線の移管に関して、1路線の廃止、再認定をし、主要地方道米沢猪苗代線の交差点改良工事に伴い、1路線の廃止、再認定をしようとするものであります。

両案のうち、議第62号中、梓川橋古郷部線の認定に対し、委員から、現地調査で状況を見る限り、この路線は未舗装であるが、万が一、県道米沢高島線長手トンネルで事故等が発生した場合は、この路線が迂回路となることが想定されることから、アスファルト舗装をする必要があるのではないかとの質疑があり、当局から、ほかの要望路線の舗装整備事業を実施していることから、今のところ予定はしていないとの答弁がありました。

また、委員から、この路線の山側のほうから、道路に樹木が覆いかぶさっている状況も見られ、車両や歩行者が通行する際の障害となる危険性を含んでいることから、早期に整備をする方向で検討していただきたいとの要望がありました。

両案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号災害対策基本法に基づく雪下ろし作業中の物損事故に基づき生じた損害賠償の和解についてであります。本案は、災害対策基本法に基づく雪下ろし作業中の物損事故に基づき生じた損害賠償について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものであります。

本案に対し、委員から、危険な状態にある家屋に、行政がかかわった瞬間に責任が発生するということだが、議第60号の条例中、「相続財産の管理人の選任」の規定によると、その選任をすれば、今回のような損害賠償責任はなかったという理解でよいのかとの質疑があり、当局から、今後、議第60号の条例によって管理人を選任すれば、市の損害賠償責任はないと解釈しているとの答弁がありました。

また、委員から、この事案について、保険の適用はあったのかとの質疑があり、当局から、全

国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、保険から全額補償されるとの答弁がありました。

さらに、委員から、以前、市内に存在する空き家数についての報告を受けたが、そのうち、所有者も相続人もわからない空き家について把握しているのかとの質疑があり、当局から、現在把握していない状況であるが、議第60号の条例が施行された段階で、危険な状態となった家屋等から調査してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、今回のような危険な状態にある家屋等について、全て市に任せればよいという形になるのは本来の姿ではなく、この事案がもたらす反省点を次に結びつけていけるように、本市として、町内会や隣近所などの地域コミュニティを活性化し、再生していくという方策を考えられないかとただされるとともに、ぜひ、この事案をこれで済まさずに、全庁的に取り組んで課題解決に向けて行っていただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号市有財産（ロータリー除雪車）の取得についてであります。本案は、現在使用しているロータリー除雪車が老朽化し、除雪期間中の故障が多く、除雪作業に支障を来していることから、これを更新配備しようとするものであり、指名競争入札による物品購入契約とし、3業者による入札を行った結果、昭和建機株式会社、代表取締役石川清が3,354万7,500円で落札し、仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、ロータリー除雪車の取得に関して、入札に対する応札者の数、入札の指名に地元業者が入ったのかどうか及び更新される機械の処分について質疑があり、当局から、入札は地元業者4者を含む9者を指名したが、6者の辞退があり、その結果3者の応札であっ

たこと、また、更新される古い機械は今後でもできるだけ使用し、使用できなくなった場合には、その機械の部品をほかの機械へ転用する考えているとの答弁がありました。

また、委員から、この案件は事務の不便によって追加の提案となったものであることから、その経緯についてただされるとともに、同じ事態を招かないように、全庁的な課題として情報を共有していただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**島軒純一議長** ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕

○**11番（遠藤正人議員）** それでは、委員長にお尋ねいたします。

議第68号についてお尋ねいたします。

この件は、新車のロータリー除雪車の取得についての案件であります。

そこで、今年度の除雪計画の中で、排雪作業のレベルアップについて、委員会における議論がなされたか、または当局の説明がなされたか、お尋ねいたします。

○**島軒純一議長** 木村産業建設常任委員長。

○**1番（木村芳浩議員）** ただいまの質問でございますが、除雪作業に対するレベルアップの議論までは委員会の中ではなされませんでしたので、私を介して、当局から御説明をいただきたいと思っております。

○**島軒純一議長** 加藤建設部長。

○**加藤吉宏建設部長** お答えします。

除雪作業のレベルアップというようなことでございますが、今回取得します新たなロータリー除雪車、機能も十分整っております。そして、

今年度の除雪計画、これから立てていくことになりませけれども、先ほど報告にありましたように、この新型ロータリー車のほかにも、今動いている、更新しようとするロータリー車も、使える範囲の中でまだ使用していこうというふうな計画もあります。

そんな中で、各地域からの除雪の要望もいただいておりますので、そういうものも勘案しながら、少しでも御要望に応えられるように新たな除雪計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○島軒純一議長 いいですか。

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第58号から議第62号、議第65号及び議第68号までの議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第58号から議第62号、議第65号及び議第68号までの議案7件は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第15 議第63号平成25年度米  
沢市一般会計補正予算（第  
1号）外2件

○島軒純一議長 次に、日程第15、議第63号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第1号）から日程第17、議第66号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）までの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る10日及び14日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日午前10時から及び24日午後2時から、委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第63号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第1号）の歳出であります。まず、第2款総務費では、大幅な予算削減が必要となり、職員の給与を削減する追加議案が提出されるようであるが、このような厳しい状況の中で、市長の退職金について一考すべき時期と思うがどうかとして質疑がありました。

また、まちの広場の解体工事に伴って照明が消されており、工事現場の柵の中に部外者が入れる状態になっていることから、防犯・安全の観点からも早急に対応すべきとしてただされたほか、樹木、モニュメント等の撤去、処分、移設等について質疑がありました。

さらに、国から交付される「地域の元気臨時交付金」約7億1,200万円について、身近な施設整備の改善等に使ってはどうかとしてただされました。

第3款民生費では、価値のある資産を所有している生活保護受給者への対応については、適正な面接と調査が必要であり、組織の体制を強化

すべきではないかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、置賜3市5町以外の自治体が本市の一般廃棄物最終処分場に一般廃棄物を搬入する際に納入する環境保全協力金の使い道について、悪臭問題の解決に向けた施策にも充ててはどうかとして質疑がありました。

また、第四中学校に設置される太陽光パネルと蓄電池の容量及び避難所として開設した場合における利用可能な電力についていただきました。

第6款農林水産業費では、食産業王国やまがた推進事業費補助金、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金、畜産生産拡大支援事業費補助金を交付することによる費用対効果について、また、県の取り組みを含めた農家等への補助を今後どのように行っていくのかとして質疑がありました。

また、悪臭問題の解決に向けては、畜産振興及び農業振興の観点から、今後、両事業所が展開しようとしていることについて、耳を傾けて対応すべきと考えるがどうかとしていただきました。

第7款商工費では、職員や議員に対して、クールビズウェアとして、沖縄のかりゆしの購入を勧めているが、米織の振興は行わないのかとして質疑がありました。

第8款土木費では、公営住宅塩井町団地について、現在建設中の3号棟及び建設が計画されている4号棟には高齢者住宅は整備されるのかとしていただきましたほか、吾妻町、通町団地等の古い住宅に住んでいる方々が優先的に3号棟・4号棟に住んでいただく計画はあるかとして質疑がありました。

第10款教育費では、学校の耐震補強工事は緊急を要するものであるが、資材費や人件費が高騰している中、耐震補強工事の状況はどうかとして質疑がありました。

また、小中学校の普通教室にクーラーを設置することについて、実態調査を実施して検討すべ

きと考えるがどうかとしていただきました。

さらに、給食調理員の休憩室にクーラーが設置されていないところがあるが、早急に対応すべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

また、新図書館においては、目の不自由な方へのテープ録音をボランティアにお願いするなど、図書館サポーター制度を取り入れる必要があると思うがどうかとしていただきました。

さらに、図書館充実のために古文書の活用が大切であるとするが、人的な配置を含めて古文書の調査研究にもっと力を入れるべきでないかとして質疑がありました。

第11款災害復旧費では、サッカーフィールドのネットの支柱が雪の重みで壊れ、140万円の修繕費がかかったことについて、施設の管理を徹底すべきとの要望がありました。

以上が、議第63号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第1号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望等の主なものでありますが、議第63号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第64号平成25年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第66号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）の歳出であります。まず、第2款総務費では、新文化複合施設の整備について、田沢コミュニティセンターでの説明会において、これ以上建設費はふえないのかとの市民からの質問に対し、よほどのことがない限り大幅にふえることはないと答弁しているが、今回の4億3,000万円の増額補正をどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、建設費が4億3,000万円増額補正されることについては、もう一度、市内17地区のコミュニティセンターで説明会を開くべきではないかとしていただきました。

さらに、今回の補正は、東日本大震災の影響によるものであることは理解するが、提示された資料では内容が理解できないことから、詳しい説明をするべきとして質疑がありました。

また、新文化複合施設と第四中学校の建設を同時期にスタートさせることについては、共倒れにならないか心配であることから、第四中学校の建設を先行させてやるべきではないかとしてただされました。

さらに、新文化複合施設の建設費が20億円から22億円に増額された時点において、資材費や労務単価が20%上がることは予想されたことではないかとして質疑がありました。

また、新文化複合施設は、中心市街地活性化の手段して建設すると言われているが、生涯学習を推進する拠点としての位置づけは余り打ち出されていないのではないかとしてただされました。

さらに、新文化複合施設に設置する予定の有機EL照明と太陽光パネルの事業費は、今回提示されている建設費に含まれていないが、最終的に建設費はどれぐらいになるのかとして質疑がありました。

次に、第10款教育費では、第四中学校の屋内運動場増改築建築工事に係る入札が不調となった原因と今後の対応について質疑がありました。

委員間討議においては、第四中学校については学校教育施設なので今回の補正予算を可決すべきであるが、新文化複合施設についてはさまざま懸念がある中、事業費がさらに追加になる可能性が高い。前回議決した22億円の事業費で進めるべきと考えるが、新文化複合施設の増額補正はやむなしという積極的な意見のある委員は説明いただきたいとの発言があり、これに対し、新文化複合施設の建設をおくらせることで税収が下がる要因にもなり、また、まちの広場はもう既に壊しており、再構築を図らなければまちが死んでしまう。価格の上昇は外的な要因

であり、今回の4億3,000万円の増額は許容範囲であるとの発言がありました。

また、4億3,000万円を増額する効果を考えなければならないが、その妥当性をお聞きしたいとの発言があり、これに対し、人口が減っていく中で、将来を見据えて、一定程度の機能の集積が必要であり、建設をおくらせた場合、4億3,000万円より高くなる可能性もあり、できるだけ早く建てたほうが良いと判断するとの発言がありました。

以上が、議第66号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望、委員間討議等の主なものであります。

議第66号については、中村圭介委員から、新文化複合施設をまちの広場に建設することについては多くの反対意見があり、市民を二分する中、極めて異例な状態で議決して進んできたものであることから、今回の4億3,000万円の増額補正は市民説明なしで進めていくには懸念があり、一度立ちどまり再検討するべきであるとして、新文化複合施設の建設に係る増額補正分を削除する修正案が提出されました。これに対し、委員から、この修正案が可決された場合、今後どのように事業を進めていくことになるのかとの質疑がありました。

採決に当たっては、委員から、4億3,000万円の増額補正については、当局の見通しの甘さや、当局の危機感が伝わってこない部分もあったが、議会において議決されたことは進めるべきであり、大きな財政負担ではあるが、施設の利活用を図り中心市街地活性化につながるようぜひ建設を進めていただきたいことから修正案に反対する意見と、このたびの追加補正は外的な要因でやむを得ず金額を上げなければならないという事情であり、時間を置いても建設費が安くなる保障はない、今回提案された補正額で対応すべきであり修正案に反対とする意見、住民に対

する説明会を開催して理解を得た上で再度提案し議会の承認を受けるべきであり修正案に賛成とする意見と、コミュニティセンターでの説明会においてよほどのことがない限り建設費の増額はないと説明し、それで市民を納得させてきたことから、まず市民への説明責任を果たすべきであり修正案に賛成するとの意見とに分かれましたので、採決を行った結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、議第66号については、修正案が否決されましたので、原案について採決を行った結果、賛成多数で議第66号は可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案3件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**島軒純一議長** ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**島軒純一議長** 質疑を終結いたします。

ここで、19番中村圭介議員より、発議第10号議第66号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案が提出されております。

この場合、19番中村圭介議員から、提案理由の説明を願います。19番中村圭介議員。

〔19番中村圭介議員登壇〕

○**19番（中村圭介議員）** それでは、私からは、議第66号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について、その趣旨を御説明いたします。

東日本大震災の復興に伴う公共事業の増大や消費税増税を見据えた駆け込み需要により、現在、人件費や資材費が高騰しております。

それを理由に、新文化複合施設建設に対して4億3,277万1,000円の増額が当局より示されましたが、このたびの修正案は、この増額分を削除するために関係する歳入歳出の予算の一部を改めた内容となっております。

以下、この修正案に対する私の考え、思いを述べさせていただきます。

混迷をきわめた新文化複合施設ですが、さきの3月議会において、約22億円の建設費関連予算が僅差で可決となりました。大型公共工事としては異例の7,000名を超える反対署名が集まり、また、市民に対する中心市街地活性化に対する説明不足を理由に、当局は市内17地区での説明会を余儀なくされましたが、市民理解が深まったとは思えません。いまだに、まちの広場を惜しむ声や図書館不要論を唱える方が大勢いらっしゃる現状です。

新文化複合施設建設については、市民の総意というには余りにもかけ離れております。一方で、市民100%の合意形成を図ることは難しいことも理解しますが、今回はさきにも述べたように、市民による反対署名活動が起こったこと、また当局が市民に対する説明不足を認める状況において、辛うじて議決された案件であるということをご様には再認識していただきたいと思えます。

そして、この不安定な計画に対して、わずか2カ月余りで4億3,277万1,000円という巨額の補正予算が示されたわけですが、私は驚きというよりも、案の定といった思いでありました。

なぜならば、これまで3月議会で議決されるまでの間、幾度となく人件費や資材費の高騰を指摘してきたからです。何も特殊なルートから情報を入手したわけではありません。通常のメディアから発信されるニュース等でも、人件費や資材費の高騰、資材の不足といったことのほかにも、2割、3割増しといった高騰に対する具体的な数字も連日報道されておりました。指摘するまでもなく、当局はこの現状や実勢価格を十分に把握すべきでありましたが、3月議会で示された震災の影響額、増額分は1億円。これは、今回の6月議会で判明したことですが、その算出理由は、平成24年12月期の建設費指数が

平成21年平均と比較し5ポイントアップしていたことから、当初予算の20億円に対して5%アップの1億円と算出したそうです。

2割超の割り増しが連日報道されておりながら、また、あれだけ指摘しておきながら、昨年のデータを用いたことが、私には全く理解できません。説明責任を果たすという強い思いと使命感があれば、4億円超の増額の可能性を3月議会で、そして市民説明会で説明、報告ができたはずです。議案を通すことを最優先し、不都合な数字は隠されたのではないかと疑ってしまいます。

懸念は、それだけではありません。市立第四中学校屋内運動場増改築工事の入札不調に関する業者聞き取りでは、全ての工事において職人が不足していると。特に鉄筋工、型枠工の職人の不足が顕著であると。また、碎石が品薄状態であり、生コンも大量調達難しい場合があるといった項目があり、価格高騰だけではなく、人手や資材の確保も非常に厳しい状況であるということが判明しました。この聞き取りの結果、現状をどのように把握し、どう対応するのかという質問に対しては、とても納得できるような答弁をいただいております。

この現状で懸念することは、適正な工期の確保がなされているのか、市立第四中学校との同時発注で互いに人手・資材確保に悪影響を及ぼさないのかといったことです。つまり、これらに対して何らかの対策を打たなければ、入札不調といった結果も十分予測できます。

委員会の答弁でもあったように、工期内完成を目指すには今議会がリミットとなります。もし入札不調となれば、その時点で都市再生整備事業の1期完成は不可能となり、計画を進めるには、2期計画として今回とは別枠の事業計画が必要となります。そうなる残りのものといえ、市民を置き去りにして、強引に計画を押し進めたという事実だけです。

これまで、増額に対する不信感や懸念について述べさせていただきました。そして、何よりも問題なのが、コミセンをも優に建設できるほどの4億円超という巨額な補正予算です。繰り返しになりますが、今回の新文化複合施設建設に対する住民説明は、まだまだ不十分です。そのような中、4億円を超える補正予算の承認は、市民理解が得られるどころか、当局に対して不信感を増幅させる結果となるでしょう。

委員会でも再三申し上げましたが、議決前に、中心市街地活性化が本市にもたらす恩恵と4億円超の追加投資に対する費用対効果について、広く説明会を開催すべきだと考えます。

最後になりますが、このような状況で、今回の新文化複合施設に対する補正予算について、私は納得もできませんし、市民の皆様にも説明する言葉も見つかりません。まちの広場の解体工事も現在進んでいることから、乗りかかった船ということで苦渋の決断を迫られているのが現状ではないでしょうか。このままでは、施設完成までに際限のない増額を認めなくてはならない危険性もあります。

さきにも述べたとおり、今回の計画では工期内完成が危ぶまれるようなリスクがあります。そうであれば、ここは一旦立ちどまり、2期計画に向けて、住民説明会の開催や規模を縮小しての再設計を行うとか、いまだ耐震診断が実施されていない市民文化会館との合築について真剣に考えてみてはどうでしょうか。衰退が懸念される中心市街地の商店街については、西條天満公園を核とした、これまで以上の手厚いソフト事業の充実で対応できないでしょうか。

今なら、まだ間に合います。中心市街地活性化の重要性、そして必要性をもう一度市民の皆さんと共有しながら、みんなが心から愛せる施設を建設しようではありませんか。

以上で、修正案に対する趣旨説明となりますが、先ほど、議第67号米沢市特別職の職員等の給与

の臨時特例に関する条例の設定について、反対多数により否決となりました。組合に対する真摯な説明、交渉がなされていないと、私もそのように思っております。

では、何で私は賛成したのかと。今回の職員給与削減の努力により、実際に削減された2億円のうち1億2,000万円が補填できるということを知っているからです。組合と妥結できなかったことは本当に残念でありませんが、市民の立場に立って、市民目線での、今回判断をいたしました。

そして、今回の新文化複合施設も、まさしく市民に直結する問題であります。3月議会で計画、22億円に対して議決がなされました。そして、今回4億円の増額。これは、市民に説明するべきでないでしょうか。間違いなく、起債を起こすわけですから、市民負担はふえます。当然、市民要望があるようなさまざまな事業も、我慢をしていかななくてはならないという事態もあるでしょう。反対する市民にはもちろんのこと、一刻も早い完成を願う市民の方にも、この事実をしっかりと説明すべきではないでしょうか。

議員各位におかれましては、市民の立場に立った良識ある判断をお願いし、このたびの修正案に御賛同いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。以上です。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。

議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより、議第63号、議第64号、議第66号及び発議第10号に対する討論に入りますが、6番山村明議員、17番洪間佳寿美議員から討論の通告

がありますので、順次発言を許可します。

初めに、6番山村明議員。

〔6番山村 明議員登壇〕

○6番(山村 明議員) 議第66号米沢市一般会計補正予算(第2号)に対する修正案に、政鱗会を代表して賛成討論を行います。

昨年3月議会で、ポポロビルに図書館・ギャラリーの建設議案が出されてから、1年3カ月も迷走しております。本来なら、工事の半分も終わっている時間が経過しているのではないのでしょうか。

ポポロビルのテナントの不撤退から始まり、建設地の変更、歴史公園まで巻き込み、まちの広場廃止反対運動の盛り上がり、多くの市民の不協和音のある中、強引に行政運営をやっていく傲慢とも言えるやり方で、市民の納得がいただけるのでしょうか。

各地区コミュニティセンターでの市民への説明でも、よほどのことがない限り増額することはないと言っておきながら、これは市民にうそをついたことになるのではないのでしょうか。

飲食街のど真ん中に文化施設は、どうも私は合っていないのではないかなと思っております。米沢市の中でも、箱物施設、そういったものの中で、市民の疾病、高齢者医療を支える市立病院が、ぼろぼろの老朽化、緊急に建てかえが必要な施設を後回しにした上で、今回の東日本大震災の復興が遅々として進んでいない中で、こういう大盤振る舞いが許されるものでしょうか。こんなに高額で、これをつくって、米沢市が、そして平和通りが変わるのでしょうか。今、米沢市に図書館はないのでしょうか。

そして、有機EL照明、太陽光パネル、こういったものがさらに別枠で予定をされているようであります。当初16億円、そして20億円、そして各地区コミュニティセンターの説明会のときは、整備費はおおむね20億円を予定し、検討を進めてきましたが、東日本大震災による建設コ

ストの増加、耐震性能のアップ、公共建築物への木材利用により約2億円が増加しますと言って市民に説明をし、理解を求めてきたわけでありますが、ここに来て26億3,000万円、4億3,000万円の増額。今の状況では、市民の理解が得られないのではないのでしょうか。

二度あることは三度ある。昨年8月の臨時議会、まちの広場に新文化複合施設を建てる議案が僅差で議会を通り、ことし3月議会で、まちの広場廃止案も僅差でした。そして今回、6月の新文化複合施設建設の大幅増額補正予算と、一連の議案が、今回もまた僅差になるのではないのでしょうか。三度目になってしまいました。

安部市長は、綱渡り議案を出し続けてきましたが、こんな市政運営でよいのでしょうか。あるときは謝り、あるときは各地区コミュニティセンターで説明し、私には3期目10年目のベテラン首長の姿には見えません。それはなぜか。つまりいても前へ突っ走っている、つんのめりそうな姿勢で走り続けているのではないのでしょうか。この次は転ぶのではないのでしょうか。転ぶとけがをします。けがの程度はいかなものになりますやら。

なぜ、こんなことになっているのか。米沢市の行政は猪突猛進で、ブレーキがついていないのではないのでしょうか。一度立ちどまって、じっくり次の戦略を練り直し、出直すことが必要なのだと思います。天の神様が見ているのではないのでしょうか。

議会が一番大事な仕事は、市長・行政へのチェック機能です。その機能をここで発揮しなければ、議会の仕事は何でしょう。市民にうそをついたまま、仕方のないことだからと突っ走るとは、市民の理解が得られないし、議会としても許すわけにはいかないのではないのでしょうか。

一連の議案（新文化複合施設・まちの広場）は、本会議で二、三票差で可決されてきました。こんな綱渡り議案で、僅差で通し続けて、議会の

承認を得たなどとは、市民の前で大きな顔をして言うてほしくない。

一番苦勞しているのは市民ですが、その次は議会ではなく、市長の取り巻きの担当部課長ではないのでしょうか。1年3カ月の迷走と、当初の16億円から見ると10億3,000万円の建設費増加、これはいかなものかというふうに思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○島軒純一議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論の続きを行います。17番 渋間佳寿美議員。

〔17番 渋間佳寿美議員登壇〕

○17番（渋間佳寿美議員） 議第66号の修正案に、賛成の討論を述べさせていただきます。

議第66号は主に、東日本大震災の影響による建設事業に係る資材費、人件費高騰を受けての増額補正であります。新文化複合施設整備事業の増額は、実に4億3,000万円にも上ります。これに一度待ったをかけるのは、以下の理由から、議会議員のチェック機能を果たすことになりません。私は、議員としての役割を果たしたいという思いで、修正案に大いに賛同するものであります。

新文化複合施設の建設費高騰をめぐっては、さきの3月定例会で、既に増額補正をしております。その際、議会と当局との質疑応答において、建設事業に係るコスト高は以前から言われていることであり、動向を詳しく調べるべきだと

指摘にも、みずから調べることなく、市場や国の指導の後追いになり、このたびの事態を招いております。さらには、何度も追加、追加の補正予算となるおそれがあるとの指摘がありました。その指摘が、このたび如実にあらわれたのであります。追加補正とならないように努力しますと明言した本市行政であります、その努力の形跡すら見当たりません。

議会側からの指摘や懸念が、行政の不作为によって現実のものになっているのであります。そして、今定例議会の予算委員会の審議において、さらにその懸念は強いものとなりました。つまり、追加補正の負の連鎖になる可能性が高いということです。新文化複合施設の建設事業をするのは今しかないというのは、今おりられない船に乗って、どこまでも追加補正の負の連鎖を許すということにほかなりません。その一方、立ちどまって、市民へ事情を説明してから事業を進めるなり、事業を縮小するなどの検討が必要ではないかという選択肢があるはずです。ゆえに、市民への説明などしてからという、このたびの修正案に賛成するものであります。

私は、3月定例議会の議決を重く受けとめ、だからこそ、事業実施には多くの市民の理解が必要だと感じております。先ほど、職員の臨時特例に関する条例についての話でも、組合との交渉結果を待ってからでもよいのではないかという意見がありました。同様に、市民へ事情の説明が何よりも大事なことではないでしょうか。市民への説明をないがしろにして、増額補正を簡単に容認してよいのでしょうか。

市民への説明を市報で簡単に済ますというのは、「市民が主役」と言っていた市長公約にも逆行します。これも指摘しておきます。

今議会でも、これまでもいろいろな指摘や懸念を多くの議員が申し上げてきました。

定例議会の最終日に、議長の許可を得てまでして行う市長の発言に、「審議の過程で賜りまし

た重要な御指摘、御意見につきましては、今後の市政運営に十分に反映していきたいと考えております」というのがあります。その言葉ほどむなしなものはありません。全く指摘や意見が反映されていないのであります。

米沢市議会の議員は、お人よしが多いものですから、指摘や意見が反映されなくてもよしとする姿は、地方の議会の姿としては、ほほ笑ましくてよいかもしれません。しかし、もうそろそろ気づいてもよいのではないのでしょうか。

もう、ほほ笑ましいだけでは済まされません。議員の指摘や意見を反映させると言った市長の言葉の重みはなく、その場しのぎ、場当たりのになっている行政を許すのは、税金の使い方をしっかりチェックしていないことにほかならないのであります。

議会からの指摘を受けとめ、政策や運営に反映させ、その上で行政が何とか頑張っている姿があれば、たとえそれが増額であっても、税金の使われ方というものに一定の理解が得られるというものであります。

しかし、これまで申し上げてきたように、見てきたとおり、感じてきたとおり、議会の指摘が何ら反映もされず、場当たりの対応をしており、市民の税金の安易な使われ方は、これ以上許すことはできません。

さて、振り込め詐欺、最近では「母さん助けて詐欺」と言うそうですが、これらの詐欺で困っていることがあるそうです。それは、御年配の被害者が、誰が見ても明らかに被害に遭っているのに、「被害に遭っていない」と言い張るというのです。被害者の子供自身が直接その親に、「だまされているよ」と言っているにもかかわらず、その被害者は、もっと欲しいから言っているのだろう、だまされていない、自分はだまされるはずがないという、何とも困ったことが起きていて、振り込め詐欺被害が減らないという現実があるということです。

要は、一度態度を決めてしまったから、最後までそれを通す必要はないということを言いたいまでです。間違いに気づいたり、ちょっとおかしいなと思ったときは、一旦立ちどまる勇気が必要なのであります。気づいたとき、そのときに改めるべきなのです。そうすることで、負の連鎖、マイナスの連鎖を防ぐことができます。市民の税金が、適切な使われ方になります。市当局のその場しのぎの対応が直るのであります。

ここは、議会が毅然とした対応をするべきです。みずからを律するべきです。市民の税金の使われ方という、何よりも大事な我々の役割を、仕方がないというだけの、説明がつかないことで済ませてはならないのです。

後に、それ見たことかとならないように、どうか言っていることの意味するところを、深いところに思いを寄せながら、修正案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第66号の議案1件を除く、議第63号及び議第64号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第63号及び議第64号の議案2件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第66号に対する修正案及び原案について、順次採決いたします。

初めに、議第66号に対する修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第66号に対する修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立少数であります。よって、議第66号に対する修正案は否決されました。

次に、議第66号の原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議第66号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第66号は原案のとおり決まりました。

.....

#### 日程第18 発議第8号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第18、発議第8号治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕

○9番（白根澤澄子議員） ただいま上程になりました発議第8号について説明いたします。

本案は、戦後、反人道的、反民主主義的な法として廃止された治安維持法の犠牲になった方々に謝罪と賠償を行うため、新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定することを求める意見書を送付しようとするため提案するものであります。

以下、意見書案を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

〔別紙 発議第8号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。

議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第8号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第8号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第19 発議第9号国による地方公務員の給与減額措置を講ずる要請及び地方交付税における給与関係経費の削減に関する意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第19、発議第9号国による地方公務員の給与減額措置を講ずる要請及

び地方交付税における給与関係経費の削減に関する意見書の提出についてを議題といたします。この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕

○16番(海老名 悟議員) ただいま上程になりました発議第9号について説明いたします。

本案は、国が、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公共団体の給与の削減を求めるために、地方交付税の給与関係経費を減額する措置を行ったことに対し、今後こうした措置をとることがないように求める意見書を送付しようとするため、提案するものであります。

意見書を読み上げさせていただきます。

〔別紙 発議第9号朗読〕

以上であります、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者の説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。

議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第9号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案のとおり決まりました。

.....

**日程第20 議員派遣の件について**

○島軒純一議長 次に、日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、米沢市議会会議規則第167条第1項の規定により決定いたしますので、御了承願います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付しております議員派遣の件のとおり決まりました。

.....

**市長挨拶**

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。17日間におたる会期中、提出いたしました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

私たちの米沢は、400年前に直江兼続が学問所と図書館を兼ねた禅林文庫を創設して以来、学問、教育に力を入れて、人を育て、地域発展の原動力としてきました。この伝統を大切に、

これからも教育、文化を盛んにして、人を育て、まちの発展を図っていきたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、暑さに向かう折から、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

.....

**閉 会**

○島軒純一議長 これをもちまして、平成25年6月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、御苦勞さまでした。

**午後 1時22分 閉 会**